

第3節

個人主体の多様な活動の展開

1. NPO法人の現状と支援

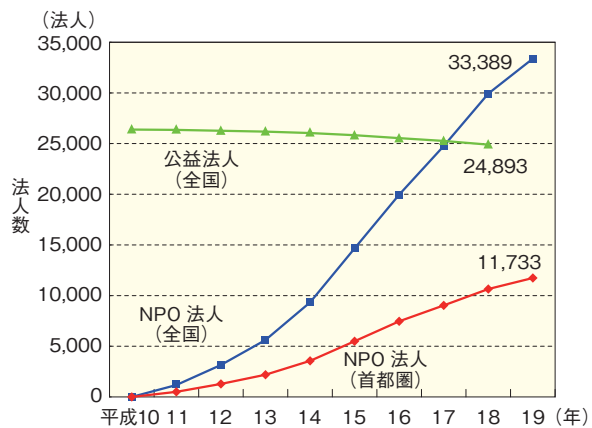
(1) NPO法人の現状

近年、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、民間非営利団体による社会貢献活動が活発化している。特定非営利活動法人¹⁾（以下「NPO法人」という。）の数は、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行以降、増加し続けており、平成18年には公益法人数を上回り、平成19年末時点での認証法人数は全国で33,389となっている。首都圏においては、全国の約35%にあたる11,733の団体がNPO法人として認証されている（図表2-3-1）。

平成19年における首都圏各都県別の認証状況をみると、NPO法人数、人口当たりの法人数、平成18年からの一年間の増加数は、東京都が最も多い。また、群馬県及び山梨県は、NPO法人数は比較的少ないものの、人口当たりの法人数は東京都に次いで多く、人口当たりの法人数の全国平均を上回っている（図表2-3-2）。

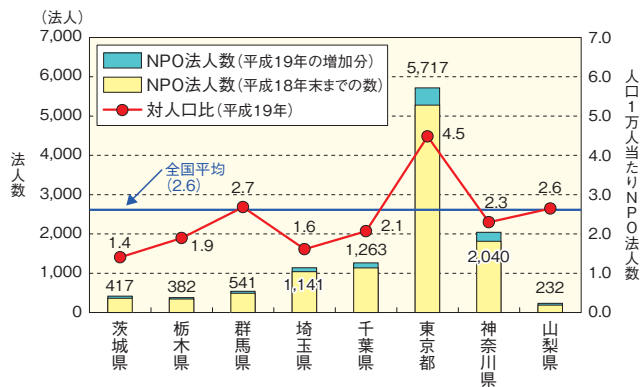
次に、首都圏におけるNPO法人について、活動分野別の認証状況をみると、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、他団体の支援

図表 2-3-1 NPO法人数の推移



注：NPO法人数は各年12月末現在、公益法人数は各年10月1日現在の値である。
資料：内閣府資料及び「公益法人に関する年次報告」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

図表 2-3-2 首都圏都県別のNPO法人の認証状況

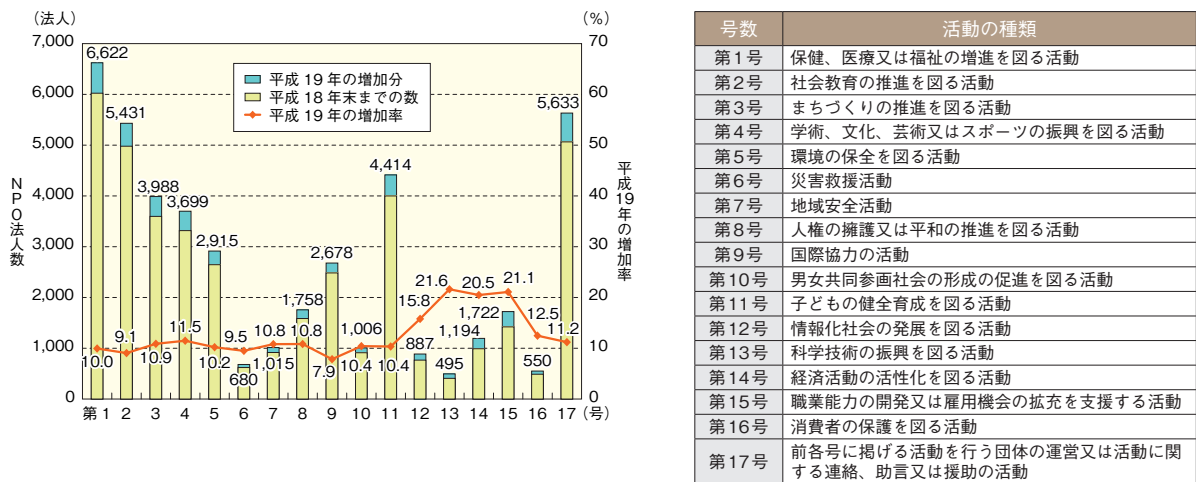


注：NPO法人数は各年12月末現在、各都県の人口は平成19年10月1日現在の値である。
資料：内閣府資料及び「10月1日現在推計人口」（総務省）により国土交通省国土計画局作成

1) 特定非営利活動法人：「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき認証された法人。

等の分野が多くなっている。また、平成19年一年間の増加率については、平成15年改正のNPO法により追加された、第12～16号の活動分野が比較的高くなっている（図表2-3-3）。

図表 2-3-3 首都圏における活動分野別のNPO法人認証状況（平成19年12月末現在）

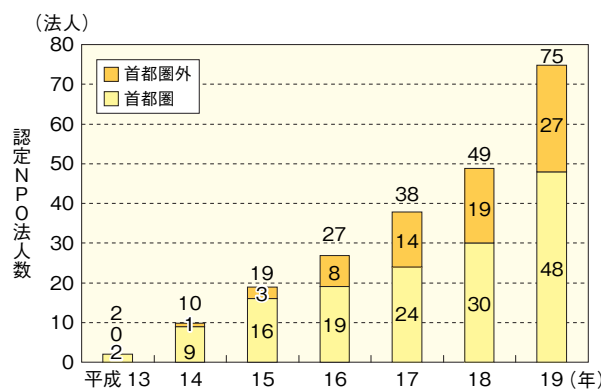


注1：号数及び活動の種類は、NPO法に基づいている。
 注2：第12～16号は、改正NPO法（施行日：平成15年5月1日）により追加された活動の種類である。
 注3：ひとつの法人が複数の号の活動を行う場合、各号を1法人として複数計上している（総活動数44,687）。
 資料：内閣府資料により国土交通省国土計画局作成

(2) NPO法人への支援

NPO法人に係る税制上の措置としては、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して支出した寄附金について、寄附金控除等の対象とする措置が平成13年10月から講じられている。その後、この認定NPO法人制度については、認定要件の緩和、みなし寄附金制度²⁾の導入等の改正が行われてきた。首都圏における認定NPO法人数は、平成19年末現在で48（全国では75）となっている（図表2-3-4）。

図表 2-3-4 租税特別措置法に基づく認定NPO法人数の推移



注：各年12月末現在の値である。
 資料：国税庁資料により国土交通省国土計画局作成

2) みなし寄附金制度：収益事業に属する資産のうちから、収益事業以外の事業のために支出した金額について、寄附金の額とみなし、収益事業に係る課税所得の計算上、他の寄附金とあわせ寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる制度。

2. テレワークの推進

テレワークは、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であり、通勤混雑の解消や災害時に対する脆弱性の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現などに寄与するものとして期待されている。

テレワーカー¹⁾の就業者に占める比率は平成17年時点で約10%と推計されている。この比率については、平成22年までに2割を達成することが政府の目標として掲げられており、平成19年5月には「テレワーク人口倍増アクションプラン」²⁾が策定された。

平成19年度は、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターの必要性、課題等を検討するため、横浜市・鶴ヶ島市の2箇所で実証実験を実施するとともに、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」との連携のもと、シンポジウムの開催などのテレワーク普及啓発活動を実施した。

図表 2-3-5 横浜テレワークセンター

(左) 横浜テレワークセンター (右) テレワークセンターでの業務風景 (イメージ図)



資料：国土交通省

1) テレワーカーとは週8時間以上テレワークを実施した人をいう
2) 平成19年5月29日 テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定

3. 高齢者、障害者等の生活・社会的活動への支援

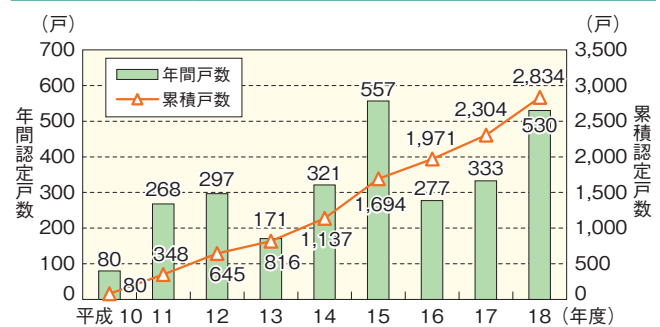
高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して暮らせる生活環境を整備するため、様々な取組が進められている。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)では、60歳以上の単身・夫婦世帯等を入居対象に、バリアフリー化された優良な賃貸住宅の民間活力による供給を促進することを目的として「高齢者向け優良賃貸住宅制度」が創設され、首都圏における認定戸数は、平成19年3月末時点で2,834戸となっている(図表2-3-6)。

また、平成17年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき政策を推進するため、「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されている。

さらに、平成18年12月には、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するための施策を総合的に推進するため、旧ハートビル法¹⁾と旧交通バリアフリー法²⁾を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)(以下、「バリアフリー新法」という。)が施行された。本法に基づき、市町村は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化に関する基本的事項を記載した基本構想を作成することができることとなっている。首都圏においては、平成19年12月末時点で、全市町村の20.7%にあたる市町村が基本構想を作成している(図表2-3-7)。

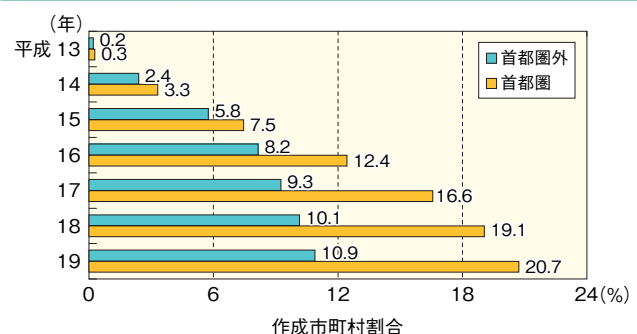
図表2-3-6 高齢者向け優良賃貸住宅の認定状況(首都圏)



注：(財)高齢者住宅財団調べの数値であり、独立行政法人都市再生機構が整備したものは含んでいない。

資料：(財)高齢者住宅財団資料により国土交通省国土計画局作成

図表2-3-7 バリアフリー新法等に基づく基本構想の作成状況



注1：各年12月末現在における作成状況。バリアフリー新法の施行日(平成18年12月20日)以前は、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想の作成市町村数による。

注2：市町村割合は、平成19年12月31日時点の市町村数で計算している。

資料：国土交通省

- 1) ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)の通称。
- 2) 交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)の通称。